

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 7 2 号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則（平成5年川崎市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第20条の2中「施設搬入する」を「施設搬入をする」に改め、同条に次の
ただし書を加える。

ただし、生活環境事業所において当該手数料が納付された場合、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納
付受託者に当該手数料の納付が委託された場合その他市長が粗大ごみ処理券
を交付する必要がないと認める場合は、この限りでない。

第12号様式の2備考中「200円」を「300円」に、「500円」を「
600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則第12号様式の2の規定により調製した200円及び500
円の種類の粗大ごみ処理券で現に残存するものについては、改正後の規則の
規定にかかわらず、当分の間、引き続きこれを使用することができる。